

3. 医療費助成制度

1) 医療福祉制度（マル福制度）

身・知・精

病院等で診療を受けた場合に支払う、医療費の自己負担分を助成する制度です。

対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳 1 級・2 級（内部障がいとは 1～3 級）の方 ・療育手帳㊤、A の方 ・精神障害者保健福祉手帳 1 級の方 ・特別児童扶養手当 1 級を受給している方 ・障害福祉年金または障害年金（身体障がい、知的障がいまたは精神障がいによる）の 1 級を受給している方 ≪手帳重複所持者≫ <ul style="list-style-type: none"> ・身体 3 級・4 級+療育 B ・身体 3 級・4 級+精神 2 級 ・精神 2 級+療育 B
所得制限	前年の所得が一定額以上の場合
手続	健康保険証、身体障害者手帳、療育手帳、障害福祉年金または障害年金の証書、市町村民税課税（非課税）証明書（転入の方のみ）
窓口	国保年金課
備考	※県外の病院等への受診や治療材料等の場合は、一時立替払いをし、後日領収書等を添付して還付を受けます。

2) 障がい認定による後期高齢者医療制度

身・知・精

一定の障がい程度にある 65 歳以上 75 歳未満の方は、後期高齢者医療制度の医療により、医療費の自己負担分が軽減されます。

対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳 1～3 級の方 ・身体障害者手帳 4 級のうち、音声言語機能障がい・下肢機能障がいの一部の方 ・療育手帳㊤、A の方 ・精神障害者保健福祉手帳 1～2 級の方 ・身体障がい、知的障がいまたは精神障がいを理由とした障害年金 1～2 級の方（労災・船員保険法は障害年金 1～4 級）
手続	手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳）または障がい状態を明らかにする書類（年金証書等）、健康保険証、個人番号がわかるもの
窓口	国保年金課
備考	被保険者個人が保険料を負担する（所得状況により軽減措置があります）

3) 自立支援医療（更生医療）

身

障がいの程度の軽減や、残された機能を回復することを目的とした手術等を受ける場合に必要な医療費を公費で負担します。

対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳を交付された 18 歳以上の方 ・角膜手術、関節形成手術、心臓手術、人工透析、外耳形成、腎移植術、肝臓移植術、抗 HIV 療法等の医療を受ける方 ※身体障害者手帳に記載されている障がい名と合致していることが条件
有効期間	概ね 3 ヶ月以内（疾病により最長 1 年） ※更新可能
費用	原則として、医療費の 1 割が自己負担となります。ただし、所得等に依りて上限が決められていて、負担が重くなりすぎないようにしています。
手続	身体障害者手帳、健康保険証（同一保険加入者全員分）、指定医療機関の意見書、個人番号がわかるもの
窓口	社会福祉課

4) 自立支援医療（育成医療）

身

身体に障がいがある 18 歳未満の児童に対し、早い時期に治療を受け、将来生活していくために必要な能力と機能を持てるように、必要な医療費を公費で負担します。

※原則、事前申請となります。

対象者	18 歳未満で下記の疾病に該当する児童 ※肢体不自由、視覚、聴覚、平衡機能障がい、音声言語機能障がい、じん臓、心臓、その他内臓疾患
費用	原則として、医療費の 1 割が自己負担となります。ただし、所得等に応じて上限が決められていて、負担が重くなりすぎないようにしています。
手続	健康保険証（同一保険加入者全員分）、指定医療機関の意見書、個人番号がわかるもの
窓口	社会福祉課

5) 自立支援医療（精神通院医療）

精

精神障がいの適正な医療の普及を図るため、心療内科等の通院に係る医療費を公費で負担します。

対象者	精神障がいにより、通院医療を受けている方（入院は対象外）
費用	原則として、医療費の 1 割が自己負担となります。ただし、所得等に応じて上限が決められていて、負担が重くなりすぎないようにしています。
手続	申請書、同意書、指定医療機関で作成された自立支援医療費用診断書(精神通院)、健康保険証（同一保険加入者全員分）、個人番号がわかるもの
窓口	社会福祉課

6) 難病医療の給付

難

長期慢性であり、多大な経済的負担を強いられる難病患者の方に、医療費の自己負担分を公費負担として給付するもので、対象疾病（指定難病）は 341 疾病あります。詳しくは、茨城県のホームページをご覧ください。下記窓口へお問い合わせください。

◎ 窓口：つくば保健所（〒305-0035 つくば市松代 4-27 TEL 029-851-9287）

7) 小児慢性特定疾病医療の給付（小児の難病）

難

国が指定した小児の難病患者の方に、医療費の一部を公費で補助します。小児慢性特定疾病のうち、特定の疾病についてはその治療が長期間にわたり医療費の負担も高額になることから、それらの疾病に関する治療の確立と普及を図り、併せて医療費の負担軽減に資することを目的としています。詳しくは、茨城県のホームページをご覧ください。下記窓口へお問い合わせください。

◎ 窓口：つくば保健所（〒305-0035 つくば市松代 4-27 TEL 029-851-9287）